

**勝央町公共交通住民意識調査・分析業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 業務名

勝央町公共交通住民意識調査・分析業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「勝央町公共交通住民意識調査・分析業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 見積限度額

3,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約予定額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 勝央町の物品の製造・販売及び役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されており、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去 3 年以内に、他の地方公共団体との間に、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務実績を有していること。
- (5) 法人及びその役員が、勝央町暴力団排除条例（平成 23 年勝央町条例第 8 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益になる活動を行う者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. スケジュール

項目	期日	備考
公告	令和4年4月21日(木)	町HP・掲示板
質問書提出期限	令和4年4月28日(木)	電子メールで受付
質問書回答予定	令和4年5月6日(金)	電子メールで回答・町HPへ掲載
参加表明書提出期限	令和4年5月12日(木)	持参又は郵送
企画提案書及び参考見積提出期限	令和4年5月19日(木)	持参又は郵送
プレゼンテーション ・ヒアリング	令和4年5月下旬	勝央町役場
審査結果通知	令和4年6月初旬	郵送

5. 提出書類等

(1) 提出書類

本業務に関する公募型プロポーザル提出書類一覧表(別紙1)のとおり。

※記載欄が不足する場合、適宜行を増やし、複数枚にわたってもよい。

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

提出書類	提出期限
提出書類一覧表(別紙1)のうち、企画提案書、参考見積書以外の書類	令和4年5月12日(木)午後5時
企画提案書、参考見積書	令和4年5月19日(木)午後5時

イ 提出方法 持参(平日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。)により、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先 〒709-4316

岡山県勝田郡勝央町勝間田201

勝央町役場 総務部

6. 質問の受付及び回答

この公告の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

勝央町公共交通住民意識調査・分析業務委託質問書(様式第6号)

(2) 提出期限

令和4年4月28日(木)午後5時

(3) 提出方法

電子メールに限る。送付先:soumu@town.shoo.okayama.jp

※件名を「【勝央町公共交通住民意識調査・分析業務質問】(事業者名)」とすること。

(4) 回答

令和4年5月6日（金）までに電子メールで回答するとともに、回答内容を役場 HP に掲載する。

※質問等の内容について、電話で確認することがある。

7. プレゼンテーション及び審査結果の通知

(1) プレゼンテーション開催日

令和4年5月下旬を予定（詳細については、別途通知する。）

(2) プレゼンテーション内容

提出した企画提案書をもとに説明すること。なお、追加資料の提出を求めることがある。

(3) 時間配分

参加者ごとに40分以内とする。参加者によるプレゼンテーションは最長で30分とし、残りの時間を質疑応答・ヒアリングに充てるものとする。

(4) プレゼンテーション出席者

参加者ごとに3人以内とする。

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

スクリーン及びプロジェクターは役場で用意するが、参加者が自ら用意したものを使用しても構わない。プレゼンテーションに必要なその他の機器（パソコン等）については、参加者で用意すること。指定した時間に遅れた場合は、失格とする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、Zoomによるオンライン実施に切り替える場合があるので、留意すること。

(6) 審査・選定方式

提出書類及びプレゼンテーション内容をもとに審査会にて総合的に評価し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

(7) 審査の流れ・選定方法

審査においては、次の審査基準に基づき、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者とする。ただし、参加者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査会において認められれば、その参加者を最優秀提案者とする。

<審査基準>

項目	配点	評価の視点
1. 業務実績	5	本業務と同種又は類似する業務の受託実績は豊富か。
2. 業務体制	10	実施体制、人員配置、連絡体制等は妥当であるか。
3. 業務の理解等	10	公共交通に関する当町の課題・問題点を十分に理解し、具体的かつ有効な提案がなされているか。
4. 業務スケジュール	15	業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。

5. 実現可能性及び 独創性	15	提案内容が実現可能なものとなっており、かつ、独創性があるか。
6. 将来的な活用見込	15	提案内容が当町の今後の具体的な施策展開に有意義なものとなり得ると見込めるか。
7. 個人情報の管理体制	10	個人情報の管理体制は適切か。
8. プレゼンテーション ・ヒアリング	10	プレゼンテーション能力、回答の明確さ
9. 費用	10	仕様に整合した適正な見積金額か
合 計	100	

(8) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、各参加者に対して、令和4年6月初旬に文書で通知する。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する不服申立ては受け付けない。

(9) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。この場合において、選定された優先交渉権者が失格となったときは、審査結果による得点順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合

オ 審査の公正性を害する行為があった場合

カ 参加資格に違反している場合

キ その他不正行為があった場合

8. 選定後の手続

(1) 町は、審査の結果、最も優れた提案者として選定された者から見積書を徴取し、見積額が予定額の範囲内であれば、その者と契約を締結する。なお、見積書の提出に当たっては、提案時に提出した参考見積額を上回ることとはできないものとする。

最も優れた提案者との見積合わせが不調となった場合は、次順位者と見積合わせを行う。

(2) 支払い方法及び契約保証は、勝央町契約規則（令和3年勝央町規則第13号）の規定によるものとする。

9. その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション・ヒアリング等、本業務に関するプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。

- (3) 本審査に係る情報公開請求があった場合は、勝央町情報公開条例（平成10年勝央町条例第3号）に基づき、提出書類等を公開することがある。ただし、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報とする。
- (4) 審査結果は公表しない。
- (5) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は認めない。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

10. 担当部署

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田 201

勝央町役場総務部

電話：0868-38-3111 FAX：0868-38-3120

電子メール：soumu@town.shoo.okayama.jp